各位

学年別大会の参加資格の変更について

佐倉和明

令和3年度の学年別大会の参加資格を変更いたしました。以下ご説明いたします。

**１．変更を検討する発端**

日本スポーツ協会に対していくつかの相談が寄せられた中に試合参加に対する相談がありました。

1. チームを移籍することによる強化指定選手としての取り扱い②試合参加の制限がある　等です。

相談に対して日本スポーツ少年団相談窓口(弁護士)からの指摘事項として以下が示されました

1. 団員のスポーツ活動に不利益が生じないようにスポーツを断念させることが無いように
2. 移籍、移動で個人の登録に関する権利が制限されるのは検討を要する課題である。

(注)日本バドミントン協会等各層の**個人登録**がチームの変更によって制限されることは制限のない都県も有ることから検討を要する課題である。と指摘されました

**２．指摘に対する今年度の対応**

**学年別大会の参加資格変更　　－選手の参加資格を拡大－**（下線部分が変更）

９　参加資格 令和3年度千葉県小学生バドミントン連盟及び(公財)日本バドミントン協会に登録

　　　　　　　するもの。尚、登録は試合当日可能であり登録費は参加費と共に納入すること

4月登録と異なる所属での参加を認める。但し、個人又は新規設立チームとして参加を

申し込むこと。

**３．変更の考え方**

上記、参加資格においての要件は従来から個人登録のみです、但し、個人登録は、チーム登録と同時にチームを通して行はれます。さらに登録に関する注意事項に年度内の移籍後、年度内の試合参加は不可との規定があります。従って、移籍した場合はその年度内の試合には参加できません。

しかしながら、アマチュアの選手はプロとは異なり、チームへの加入、脱退は制限されるものではありません。加入に関してはチーム側に諾否の権利が有ってよく、脱退に関しては選手にあると思います。加えて、脱退後の活動に対しても制限はないと思いますが、前所属チームに配慮して試合参加不可に繋がっています。個人での活動は制限されるのもではなくバドミントンを行うことを断念させてはなりません。又日本バドミントン協会をはじめとする各層の個人登録の権利がチームの脱退によって一方的に剥奪されることも課題です。さらに、関東各都県の状況等を調査し日本スポーツ協会の指摘事項を踏まえて今回の変更を行いました。指摘後かなり時間を経過しておりますので今年度の変更といたしました各位のご理解をお願いいたします。

**４．参考：調査結果　―**各都県の状況―

　・移籍(移動)可能 ３

　・移籍後でも地区大会・全国大会に繋がらない試合は参加可 ２

　・移籍後すべての大会に参加できない ２

　・規定していない(ケースがない) ２

**５．来年度以降について**

　　今回の参加資格を踏まえた形で整理成分化します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上